

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 11 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて

令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関等、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者向けリーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第 5 条、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第 5 条及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

(2) 令和6年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和6年4月末までの診療、調剤及び訪問看護（取扱いの期間は、今後の状況によって延長する可能性がある。）

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

ただし、当該事務連絡の2の適用については、審査支払機関へのレセプト提出にあたって、紙レセプトを原則とはせず、通常と同様の形式（電子レセプト又は紙レセプト）による請求とすること。

事 務 連 絡
平成25年 1 月 24 日

地方厚生(支)局医療課	}	御中
都道府県民生主管部(局)		
国民健康保険主管課(部)		
都道府県後期高齢者医療主管部(局)		
後期高齢者医療主管課(部)		

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

(1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことがある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

（２）健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を２枚１組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・ 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・ 暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・ 暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

（３）被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、（２）の方法により行うものとする。

（４）調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1（1）②関連（保険者を特定できた場合）

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999（9桁）」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1（1）③関連（保険者を特定できない場合）

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999（9桁）」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1（2）関連

本事務連絡1（2）において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1（4）関連（調剤レセプトの場合）

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療広域連合）

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	新潟県	新潟市
2		加茂市
3		南魚沼市
4	富山県	高岡市
5		氷見市
6		滑川市
7		黒部市
8		砺波市
9		小矢部市
10		南砺市
11		射水市
12		舟橋村
13		上市町
14		立山町
15		朝日町
16	石川県	金沢市
17		輪島市
18		珠洲市
19		羽咋市
20		かほく市
21		白山市
22		能美市

23		津幡町
24		内灘町
25		志賀町
26		宝達志水町
27		中能登町
28		穴水町
29		能登町
30	福井県	あわら市
31		坂井市

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	新潟県後期高齢者医療広域連合
2	富山県後期高齢者医療広域連合
3	石川県後期高齢者医療広域連合
4	福井県後期高齢者医療広域連合

別紙２（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予を行うと回答

1	北海道農業団体健康保険組合	北海道
2	北海道信用金庫健康保険組合	北海道
3	日本原燃健康保険組合	青森県
4	岩手銀行健康保険組合	岩手県
5	東北薬業健康保険組合	宮城県
6	明電舎健康保険組合	東京都
7	大日本印刷健康保険組合	東京都
8	第一三共グループ健康保険組合	東京都
9	東京瓦斯健康保険組合	東京都
10	I H I グループ健康保険組合	東京都
11	E N E O S グループ健康保険組合	神奈川県
12	片倉健康保険組合	東京都
13	東京西南私鉄連合健康保険組合	東京都
14	横河電機健康保険組合	東京都
15	日清紡健康保険組合	東京都
16	日野自動車健康保険組合	東京都
17	オリンパス健康保険組合	東京都
18	共同通信社健康保険組合	東京都
19	安田日本興亜健康保険組合	東京都
20	高島屋健康保険組合	大阪府

21	みずほ健康保険組合	東京都
22	朝日生命健康保険組合	東京都
23	資生堂健康保険組合	東京都
24	三越伊勢丹健康保険組合	東京都
25	富国生命健康保険組合	東京都
26	保土谷化学健康保険組合	東京都
27	東京港運健康保険組合	東京都
28	大和証券グループ健康保険組合	東京都
29	三井住友海上健康保険組合	東京都
30	NX グループ健康保険組合	東京都
31	西武健康保険組合	埼玉県
32	出版健康保険組合	東京都
33	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合	東京都
34	横浜ゴム健康保険組合	東京都
35	東京港健康保険組合	東京都
36	日本製紙健康保険組合	東京都
37	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都
38	アサヒグループ健康保険組合	東京都
39	東京証券業健康保険組合	東京都
40	早稲田大学健康保険組合	東京都
41	地域医療機能推進機構健康保険組合	東京都
42	明治大学健康保険組合	東京都
43	古河電工健康保険組合	神奈川県
44	森永健康保険組合	東京都
45	東京織物健康保険組合	東京都
46	三菱製紙健康保険組合	東京都
47	出光興産健康保険組合	東京都

48	キリンビール健康保険組合	東京都
49	農林中央金庫健康保険組合	東京都
50	東京紙商健康保険組合	東京都
51	東京都食品健康保険組合	東京都
52	電源開発健康保険組合	東京都
53	全国印刷工業健康保険組合	東京都
54	公庫関係健康保険組合	東京都
55	東京都医業健康保険組合	東京都
56	キヤノン健康保険組合	東京都
57	全農健康保険組合	東京都
58	法政大学健康保険組合	東京都
59	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都
60	酒フーズ健康保険組合	東京都
61	東亜合成健康保険組合	東京都
62	日新火災健康保険組合	東京都
63	名糖健康保険組合	東京都
64	A D E K A 健康保険組合	東京都
65	労働者健康安全機構健康保険組合	神奈川県
66	東京薬業健康保険組合	東京都
67	日本製鉄健康保険組合	東京都
68	日本高速道路健康保険組合	東京都
69	不二家健康保険組合	東京都
70	管工業健康保険組合	東京都
71	プラチナ万年筆健康保険組合	東京都
72	ソニー健康保険組合	東京都
73	自動車振興会健康保険組合	東京都
74	ヤマトグループ健康保険組合	東京都

75	野村證券健康保険組合	東京都
76	東宝健康保険組合	東京都
77	三菱 UFJ 信託銀行健康保険組合	東京都
78	東日本電線工業健康保険組合	東京都
79	三菱商事健康保険組合	東京都
80	a z b i l グループ健康保険組合	東京都
81	ジャノメ健康保険組合	東京都
82	三井物産健康保険組合	東京都
83	飯野健康保険組合	東京都
84	東京文具販売健康保険組合	東京都
85	東光高岳健康保険組合	東京都
86	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都
87	日本ゼオン健康保険組合	東京都
88	東京貨物運送健康保険組合	東京都
89	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
90	東ソー関連健康保険組合	東京都
91	毎日新聞健康保険組合	東京都
92	産経健康保険組合	東京都
93	博報堂健康保険組合	東京都
94	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
95	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
96	石油製品販売健康保険組合	東京都
97	ジブラルタ健康保険組合	東京都
98	J-オイルミルズ健康保険組合	東京都
99	シナネン健康保険組合健康保険組合	東京都
100	澁澤健康保険組合	東京都
101	カーリット健康保険組合	東京都

102	倉庫業健康保険組合	東京都
103	全日本空輸健康保険組合	東京都
104	電興健康保険組合	埼玉県
105	大沢健康保険組合	東京都
106	首都高速道路健康保険組合	東京都
107	全国労働金庫健康保険組合	東京都
108	パッケージ工業健康保険組合	東京都
109	宮地健康保険組合	千葉県
110	アルプス電気健康保険組合	東京都
111	大正製薬健康保険組合	東京都
112	コムシスホールディングス健康保険組合	東京都
113	カヤバ健康保険組合	岐阜県
114	ブリヂストン健康保険組合	東京都
115	大日精化健康保険組合	東京都
116	日本合板健康保険組合	東京都
117	アンリツ健康保険組合	神奈川県
118	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
119	H O Y A 健康保険組合	東京都
120	DM 三井製糖グループ健康保険組合	東京都
121	タムラ製作所健康保険組合	東京都
122	東京都ニット健康保険組合	東京都
123	富士電機健康保険組合	東京都
124	東京自動車サービス健康保険組合	東京都
125	ミライト・ワン健康保険組合	東京都
126	印刷製本包装機械健康保険組合	東京都
127	関東百貨店健康保険組合	東京都
128	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県

129	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
130	日本電子健康保険組合	東京都
131	佐藤工業健康保険組合	東京都
132	東京都鉄二健康保険組合	東京都
133	杏林健康保険組合	東京都
134	東京機器健康保険組合	東京都
135	計機健康保険組合	東京都
136	全国設計事務所健康保険組合	東京都
137	東京広告業健康保険組合	東京都
138	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都
139	スタンレー電気健康保険組合	東京都
140	日本ケミコン健康保険組合	東京都
141	井門エンタープライズ健康保険組合	東京都
142	三菱自動車健康保険組合	東京都
143	総合警備保障健康保険組合	東京都
144	ドッドウェル健康保険組合	東京都
145	スリーエムジャパン健康保険組合	神奈川県
146	東京都土木建築健康保険組合	東京都
147	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合	東京都
148	東京都洋菓子健康保険組合	東京都
149	ヤクルト健康保険組合	東京都
150	三菱鉛筆健康保険組合	東京都
151	三機工業健康保険組合	東京都
152	BIPROGY 健康保険組合	東京都
153	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
154	コーセー健康保険組合	東京都

155	SBI 新生銀行健康保険組合	東京都
156	日本道路健康保険組合	東京都
157	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都
158	ニチアス健康保険組合	東京都
159	荏原健康保険組合	東京都
160	通信機器産業健康保険組合	東京都
161	TSI ホールディングス健康保険組合	東京都
162	大京健康保険組合	東京都
163	東亜道路健康保険組合	東京都
164	アダストリア健康保険組合	東京都
165	長谷工健康保険組合	東京都
166	ミサワホーム健康保険組合	東京都
167	三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合	東京都
168	持田製薬健康保険組合	東京都
169	日本製鋼所健康保険組合	東京都
170	前田道路健康保険組合	東京都
171	ジャックス健康保険組合	東京都
172	全国外食産ジェフ健康保険組合	東京都
173	S C S K 健康保険組合	東京都
174	サノフィ健康保険組合	東京都
175	三菱名濱証券グループ健康保険組合	東京都
176	大塚商会健康保険組合	東京都
177	マルエツ健康保険組合	東京都
178	やまと健康保険組合	東京都
179	東京不動産業健康保険組合	東京都
180	全国商品取引業健康保険組合	東京都
181	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都

182	TCSグループ健康保険組合	東京都
183	川崎汽船健康保険組合	東京都
184	関東ITソフトウェア健康保険組合	東京都
185	コスモエネルギーグループ健康保険組合	東京都
186	民間放送健康保険組合	東京都
187	すかいらくグループ健康保険組合	東京都
188	東京エレクトロン健康保険組合	東京都
189	渡辺パイプ健康保険組合	東京都
190	日本マクドナルド健康保険組合	東京都
191	KDDI 健康保険組合	東京都
192	オートバックス健康保険組合	東京都
193	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
194	ジェイティ健康保険組合	東京都
195	国際・政策銀健康保険組合	東京都
196	トーマツ健康保険組合	東京都
197	ひかり健康保険組合	東京都
198	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合	東京都
199	ルネサス健康保険組合	東京都
200	コスモスイニシアグループ健康保険組合	東京都
201	マルハン健康保険組合	東京都
202	PwC 健康保険組合	東京都
203	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
204	メットライフ健康保険組合	東京都
205	エイベックス・グループ健康保険組合	東京都
206	アボット健康保険組合	東京都
207	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都

208	ニトリ健康保険組合	東京都
209	ベンチャーバンク健康保険組合	東京都
210	G L V 健康保険組合	東京都
211	P H C 健康保険組合	東京都
212	C & R グループ健康保険組合	東京都
213	YG 健康保険組合	東京都
214	IQVIA グループ健康保険組合	東京都
215	日立ジョンソンコントロールズ空調健康保険組合	東京都
216	キオクシア健康保険組合	東京都
217	ベйкаレント健康保険組合	東京都
218	エ機ホールディングス健康保険組合	茨城県
219	原子力健康保険組合	茨城県
220	茨城県農協健康保険組合	茨城県
221	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
222	群馬銀行健康保険組合	群馬県
223	太陽誘電健康保険組合	群馬県
224	東和銀行健康保険組合	群馬県
225	ミツバ健康保険組合	群馬県
226	サンデン健康保険組合	群馬県
227	ベイシアグループ健康保険組合	群馬県
228	ミツミ健康保険組合	東京都
229	リケン健康保険組合	埼玉県
230	新電元工業健康保険組合	埼玉県
231	ボッシュ健康保険組合	埼玉県
232	科学技術健康保険組合	埼玉県
233	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
234	ヤマサ健康保険組合	千葉県

235	千葉銀行健康保険組合	千葉県
236	千葉県農協健康保険組合	千葉県
237	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県
238	千葉県食品製造健康保険組合	千葉県
239	京葉ガス健康保険組合	千葉県
240	千葉県トラック健康保険組合	千葉県
241	オリエンタルランド健康保険組合	千葉県
242	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
243	京三製作所健康保険組合	神奈川県
244	東京機械健康保険組合	東京都
245	JVC ケンウッド健康保険組合	東京都
246	小松製作所健康保険組合	東京都
247	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県
248	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
249	プレス工業健康保険組合	神奈川県
250	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
251	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県
252	東芝健康保険組合	神奈川県
253	日新健康保険組合	神奈川県
254	オカムラグループ健康保険組合	東京都
255	アツギ健康保険組合	神奈川県
256	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
257	アマダ健康保険組合	神奈川県
258	神奈川県建設業健康保険組合	神奈川県
259	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県
260	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
261	京セラ健康保険組合	京都府

262	河西工業健康保険組合	神奈川県
263	首都圏デジタル産業健康保険組合	神奈川県
264	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
265	富士ソフト健康保険組合	神奈川県
266	デンカ健康保険組合	新潟県
267	新潟県農業団体健康保険組合	新潟県
268	北陸銀行健康保険組合	富山県
269	北陸電力健康保険組合	富山県
270	北陸電気工事健康保険組合	富山県
271	YKK 健康保険組合	富山県
272	富山県自動車販売店健康保険組合	富山県
273	TIS インテックグループ健康保険組合	富山県
274	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
275	北國 F H D 健康保険組合	石川県
276	北陸鉄道健康保険組合	石川県
277	津田駒工業健康保険組合	石川県
278	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
279	北陸地区信用金庫健康保険組合	石川県
280	北國新聞健康保険組合	石川県
281	澁谷工業健康保険組合	石川県
282	けいじゅ健康保険組合	石川県
283	福井県自動車販売整備健康保険組合	福井県
284	福井県機械工業健康保険組合	福井県
285	ファナック健康保険組合	山梨県
286	八十二銀行健康保険組合	長野県
287	法令出版健康保険組合	長野県
288	KOA 健康保険組合	長野県

289	甲信越しんきん健康保険組合	長野県
290	キッセイ健康保険組合	長野県
291	イビデン健康保険組合	岐阜県
292	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県
293	ヤマハ健康保険組合	静岡県
294	スズキ健康保険組合	静岡県
295	製紙工業健康保険組合	静岡県
296	静岡鉄道健康保険組合	静岡県
297	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
298	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
299	矢崎健康保険組合	静岡県
300	ユニプレス健康保険組合	神奈川県
301	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
302	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
303	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
304	静岡新聞放送健康保険組合	静岡県
305	丸八真綿健康保険組合	神奈川県
306	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
307	遠州鉄道健康保険組合	静岡県
308	ノリタケグループ健康保険組合	愛知県
309	日本ガイシ健康保険組合	愛知県
310	日本車輛健康保険組合	愛知県
311	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県
312	名古屋鉄道健康保険組合	愛知県
313	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
314	オークマ健康保険組合	愛知県
315	日本特殊陶業健康保険組合	愛知県

316	ダイドーリミテッド健康保険組合	東京都
317	トヨタ紡織健康保険組合	愛知県
318	アイシン健康保険組合	愛知県
319	東邦ガス健康保険組合	愛知県
320	名古屋薬業健康保険組合	愛知県
321	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県
322	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
323	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
324	フジパングループ健康保険組合	愛知県
325	豊田通商健康保険組合	愛知県
326	愛知県自動車販売健康保険組合	愛知県
327	ユニーグループ健康保険組合	愛知県
328	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
329	愛鉄連健康保険組合	愛知県
330	スズケン健康保険組合	愛知県
331	アペックス健康保険組合	愛知県
332	キクチ健康保険組合	愛知県
333	サーラグループ健康保険組合	愛知県
334	小島健康保険組合	愛知県
335	ヤマザキマザック健康保険組合	愛知県
336	大東建託健康保険組合	東京都
337	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県
338	サンゲツ健康保険組合	愛知県
339	トップグループ健康保険組合	愛知県
340	日本トランスシティ健康保険組合	三重県
341	ユニチカ健康保険組合	大阪府
342	東洋紡健康保険組合	大阪府

343	クボタ健康保険組合	大阪府
344	ダイセル健康保険組合	大阪府
345	パナソニック健康保険組合	大阪府
346	ダイキン工業健康保険組合	大阪府
347	大阪港湾健康保険組合	大阪府
348	ジェイテクト健康保険組合	愛知県
349	野村健康保険組合	大阪府
350	大阪食糧連合健康保険組合	大阪府
351	住友生命健康保険組合	大阪府
352	南海電気鉄道健康保険組合	大阪府
353	東淀川健康保険組合	大阪府
354	りそな健康保険組合	大阪府
355	京阪グループ健康保険組合	大阪府
356	カネカ健康保険組合	大阪府
357	日本板硝子健康保険組合	大阪府
358	丸紅健康保険組合	東京都
359	関西電力健康保険組合	大阪府
360	サンヨー連合健康保険組合	大阪府
361	ダイハツ健康保険組合	大阪府
362	電線工業健康保険組合	大阪府
363	しんくみ関西健康保険組合	大阪府
364	大阪紙商健康保険組合	大阪府
365	センコー健康保険組合	宮崎県
366	シャープ健康保険組合	大阪府
367	サントリー健康保険組合	大阪府
368	大阪薬業健康保険組合	大阪府
369	ダイヘン健康保険組合	大阪府

370	日本触媒健康保険組合	大阪府
371	大阪自転車健康保険組合	大阪府
372	日立造船健康保険組合	大阪府
373	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
374	富士車輛健康保険組合	滋賀県
375	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府
376	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府
377	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府
378	栗田健康保険組合	東京都
379	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
380	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
381	大阪府石油健康保険組合	大阪府
382	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
383	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
384	大阪菓子健康保険組合	大阪府
385	大同生命健康保険組合	大阪府
386	レンゴー健康保険組合	大阪府
387	大阪府管工事業健康保険組合	大阪府
388	駒井ハルテック健康保険組合	大阪府
389	大阪府建築健康保険組合	大阪府
390	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
391	稲畑産業健康保険組合	大阪府
392	日本ハム健康保険組合	大阪府
393	エクセディ健康保険組合	大阪府
394	山善健康保険組合	大阪府
395	日鉄物産健康保険組合	東京都
396	象印マホービン健康保険組合	大阪府

397	丸紅連合健康保険組合	大阪府
398	タカラベルモント健康保険組合	大阪府
399	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
400	ダスキン健康保険組合	大阪府
401	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
402	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
403	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府
404	パルグループ健康保険組合	大阪府
405	iDA 健康保険組合	大阪府
406	平和堂健康保険組合	滋賀県
407	島津製作所健康保険組合	京都府
408	京都銀行健康保険組合	京都府
409	宝グループ健康保険組合	京都府
410	オムロン健康保険組合	京都府
411	日本新薬健康保険組合	京都府
412	京都信用金庫健康保険組合	京都府
413	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
414	近畿しんきん健康保険組合	京都府
415	S Gホールディングスグループ健康保険組合	京都府
416	アイフル健康保険組合	京都府
417	CNC グループ健康保険組合	京都府
418	トータルビューティー健康保険組合	京都府
419	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
420	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
421	神戸電鉄健康保険組合	兵庫県
422	住友精化健康保険組合	兵庫県
423	J F E 健康保険組合	東京都

424	NTN 健康保険組合	大阪府
425	シバタ工業健康保険組合	兵庫県
426	ダイエー健康保険組合	東京都
427	兵庫自動車販売店健康保険組合	兵庫県
428	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県
429	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県
430	ノバルティス健康保険組合	東京都
431	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県
432	南都銀行健康保険組合	奈良県
433	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県
434	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
435	S K 健康保険組合	和歌山県
436	和歌山県農協健康保険組合	和歌山県
437	中国銀行健康保険組合	岡山県
438	倉紡健康保険組合	岡山県
439	ベネッセグループ健康保険組合	岡山県
440	イズミグループ健康保険組合	広島県
441	広島信用金庫健康保険組合	広島県
442	ウラベ健康保険組合	広島県
443	大塚製薬健康保険組合	徳島県
444	大倉工業健康保険組合	香川県
445	住友共同電力健康保険組合	愛媛県
446	愛媛銀行健康保険組合	愛媛県
447	キタムラ健康保険組合	宮崎県
448	麻生健康保険組合	福岡県
449	TOTO 健康保険組合	福岡県
450	昭和鉄工健康保険組合	福岡県

451	肥後銀行健康保険組合	熊本県
452	旭化成健康保険組合	宮崎県
453	沖縄電力健康保険組合	沖縄県

○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	石川県医師国民健康保険組合	石川県

「令和6年能登半島地震」で被災された方への 診療の際は下記の点にご留意ください。

(被災地以外の医療機関・薬局も同様です)

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

【対象者】

被災により、保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない方

【医療機関・薬局の対応】

窓口で患者に次の事項を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

①氏名、②生年月日、③連絡先(電話番号等)、④加入している医療保険者(※)

(※) 被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所

2. 以下に該当する場合、診療等に係る窓口での 一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

【特例の期間】

令和6年4月末まで

【対象者】(1)・(2)の両方に該当する患者の方

(1) 「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用市町村の住民の方
で、 次のいずれか保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保
- ② 災害救助法適用の市町村が所在する県の後期高齢者医療
- ③ 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合



(※) 具体的な対象保険者は厚生労働省ホームページで確認できます。

厚生労働省HP「政策について」>「分野別の政策一覧」>「他分野の取り組み」>「災害」>
「石川県能登地方を震源とする地震について」>「令和6年能登半島地震」で被災された方々
の医療機関等での窓口での支払いは不要です」

(2) 次のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
(※) 罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で可
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ " の行方が不明である旨
- ④ " が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ " が失職し、現在収入がない旨

【医療機関・薬局の対応】

- ・ 窓口で申し立てがあった場合には、一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません。
- ・ 保険請求(レセプト請求)の際は、一部負担金等の額も含めた全額を請求してください。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

令和6年1月11日22時時点

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(新潟県)

新潟市、柏崎市(介護のみ)、加茂市(国保のみ)、南魚沼市
新潟県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。

【特例の期間】 令和6年4月末まで

【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

令和6年1月11日22時時点

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

【対象者】

（１）・（２）の両方に該当する方

（１）災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者（富山県）

富山市（介護のみ）、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町
富山県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会（協会けんぽ）
砺波地方介護保険組合、中新川広域行政事務組合
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

（２）次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ “ ” の行方が不明である方
- ④ “ ” が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ “ ” が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 **令和6年4月末まで**

【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

令和6年1月11日22時時点

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます

【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に参加されている方

対象保険者(石川県)

金沢市、七尾市（介護のみ）、小松市（介護のみ）、輪島市、珠洲市、加賀市（介護のみ）、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

石川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会（協会けんぽ）

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③ // の行方が不明である方

④ // が業務を廃止、又は休止された方

⑤ // が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 **令和6年4月末まで**

【留意事項】

- この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

令和6年1月11日22時時点

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(福井県)

あわら市、坂井市、
福井県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)
(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 令和6年4月末まで

【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。